

指定管理者制度導入施設(市立障がい児通園施設)の事務事業評価について(指針)

指定管理者制度導入施設(市立療育センター及び(医療型)児童発達支援センター、以下「市立障がい児通園施設」という)における事務事業評価について、下記のとおり指針を定める。

1. 事務事業評価を実施する目的

- (1) 設置目的を十分に反映し、施設の適正な管理・運営を図る
- (2) 公の施設の一層の効率的、効果的な活用を図る
- (3) 市民サービスの向上、経費の削減など指定管理者制度の導入目的の達成度を確認する
- (4) 市民ニーズを反映した公の施設の管理・運営の実現を図る

2. 事務事業評価の視点

- | | | |
|------------------------------------|-------------|--------|
| (1) 指定管理者から適切にサービスを調達できているか | 【履行確認】 | } 年度評価 |
| (2) 自治体が担っている業務や役割を適切に果たしているか | 【履行確認】 | |
| (3) サービス提供を通じて施策目的(施設の目的)が達成されているか | 【履行確認】 | |
| (4) 施設管理に指定管理者をあたらせていることが適切であるか | 【事業実施手法の確認】 | } 総合評価 |

3. 事務事業評価の主体

評価する主体は、公の施設(市立障がい児通園施設)を設置し、指定管理者を選任している市(こども未来局:事業所管課)が行う。

4. 事務事業評価の対象

指定管理者制度を導入した全ての施設(市立障がい児通園施設)について施設ごとに実施する。

5. 評価の種類

(1) 年度ごとの評価(年度評価)

この評価は、指定管理期間中の各年度終了後に履行状況の確認等を行う評価である。

(ア) 年度評価の実施時期

各年度終了後、指定管理者からの事業報告(毎年度終了後に指定管理者から提出される報告書:地方自治法第244条の2第7項)及び精算報告がなされた後に実施

(イ) 年度評価の方法・内容

原則として下記①～⑥により、別に定める「年度別評価シート」に評価結果をまとめ、指定管理者に通知するとともに市ホームページで公表する。

- ① 当該年度の事業報告書、協定書、仕様書の内容との比較・検収により、業務が計画(予定)どおり、適正に履行されたかの確認による評価
- ② モニタリング実施結果からの評価
- ③ 年度終了後に実施する指定管理者の自己評価結果からの評価
- ④ 市民(利用者)からの意見・要望・苦情の内容とその対応状況についての評価
- ⑤ 指定管理者が実施する「市民(利用者)へのアンケート調査」や「市民(利用者)の満足度調査」を通して市民(利用者)から得た意見等の結果からの評価
- ⑥ 指定管理業務に係る収支・経理面の評価

(2)指定期間を通しての評価(総合評価)

この評価は、指定管理者制度導入施設について指定期間を通して総合的に行う評価である。

(ア)総合評価の実施時期

原則として、指定管理者の指定期間が満了する年度の8月末日現在で実施する。

(イ)総合評価の観点

- ①履行状況の確認(年度別)
- ②指定管理者の創意工夫
- ③市民(利用者)サービスの向上
- ④施設固有の評価(地域の特性を活かした施設運営等)

(ウ)総合評価の方法

別に定める「総合評価シート」に従って、評価項目ごとに点数化したものに、市の評価・所見を添えたものを総合評価とする。

(エ)総合評価の取扱い

評価結果については次のとおり活用を図る。

①施設の管理運営に係る課題解決における活用

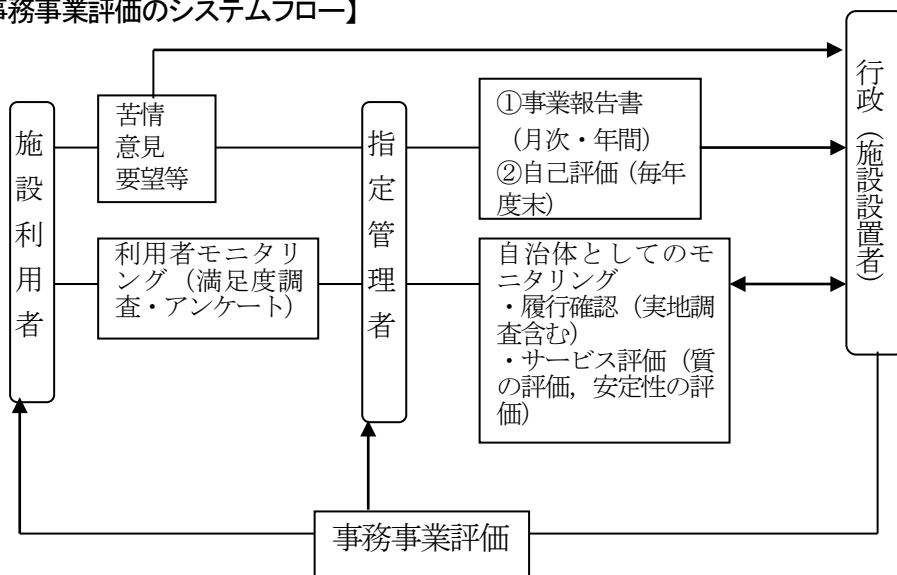
施設の設置目的に沿った効果的・効率的な管理運営，市民サービスの向上とニーズを反映した施設の管理運営のあり方 など

②今後の指定管理者制度の運用の検討資料

(オ)評価結果の公表等

評価結果については、指定管理者に通知するとともに市ホームページ等で公表する。

【事務事業評価のシステムフロー】



指定管理者 年度評価シート 令和 年度(施設名:)

指定管理者:

評価項目		配点	評点
1 事業の実施状況			
(1) 指定した事業は適正に実施されているか。	2		
	1		
	0		
(2) 利用の許可・制限が適正に実施されているか。	2		
	1		
	0		
(3) 利用者の意見を踏まえた自己評価が実施されているか。	2		
	1		
	0		
(4) 事業計画に利用者の意見やニーズが反映されているか。	2		
	1		
	0		
(5) 事業計画書の内容が実施されているか。	2		
	1		
	0		
(6) 選定時の提案事業が実施されているか。	2		
	1		
	0		
(7) 地域に開かれた施設としての取り組みがなされているか。	2		
	1		
	0		
(8) 施設の役割や内容を周知する広報の取り組みがなされているか。	2		
	1		
	0		
(9) 経営面において創意工夫がみられるか。 【(5)・(6)を除く】	2		
	1		
	0		
(10) 経営面において安定的な施設運営がなされているか。	2		
	1		
	0		
(11) 苦情解決体制を整備し、適正な運用がなされているか。	2		
	1		
	0		
(12) 個人情報保護の体制を整備し、適正な運用がなされているか。	2		
	1		
	0		
2 職員配置・処遇の状況			
(1) 職員は適正に配置されているか。	2		
	0		
(2) 職員に必要な研修等が実施されているか。	2		
	1		
	0		
(3) 労働関係法令に定められた規定、書類等が整備されているか	2		
	1		
	0		
(4) 上記の規程に基づいた適正な運用がなされているか。	2		
	1		
	0		

指定管理者 年度評価シート 令和 年度(施設名:)

指定管理者:

評価項目		配点	評点
3 施設の維持管理、危機管理等への対応状況			
(1) 施設及び備品の保守・管理は適正に実施されているか。		2	
		1	
		0	
(2) 経費削減への取り組みがみられるか。		2	
		1	
		0	
(3) 消防計画・機器管理マニュアル等の必要な規程、書類等は整備されているか。		2	
		1	
		0	
(4) 避難・消防訓練等は適宜実施されているか。		2	
		1	
		0	
4 事務処理等の状況			
(1) 会計・契約事務等の必要な規程、書類等が整備されているか。		2	
		1	
		0	
(2) 規程等に基づいた適正な運用がなされているか。		2	
		1	
		0	
(3) 月次報告書、事業計画書、事業報告書、事故報告書等の提出は適宜行われているか。		2	
		1	
		0	
(4) 法令等に基づく届出や市との事前協議は適宜行われているか。		2	
		1	
		0	
(5) 市からの指示事項等に対し迅速な対応がなされているか。		2	
		1	
		0	
		計	
		評価	

【評価基準】50点満点

評価	評価内容	評点合計
A	極めて良好な施設の運営状況である（協定内容を上回る運営状況）	45点以上
B	良好な施設の運営状況である（協定内容に沿った運営状況）	38点以上 45点未満
C	やや課題のある施設の運営状況である（改善を一部必要とする運営状況）	30点以上 38点未満
D	課題のある施設の運営状況である（早急に改善を必要とする運営状況）	25点以上 30点未満
E	指定の見直しを含めて改善を必要とする運営状況である	25点未満